

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、茨城県知事及び茨城県教育委員会教育長より通知があったので、次のとおり公表する。

令和 6 年 7 月 29 日

茨城県監査委員	森	田	悦	男
同	伊	沢	勝	徳
同	澤	田		勝
同	羽	生	健	志

(指摘事項)

監査実施機関名 県立水戸農業高等学校	監査実施年月日 令和6年2月29日
○監査の結果 生産物・動物の売払いに係る一連の事務において、内部統制が機能せず、生産物・動物出納カードの未作成、売払代金の調定遅延、農産物検査手数料に係る支出負担行為決議票の作成遅延など、多数の不備や遅延があったことは適切でない。	
○措置状況 校長の責任の下、事務長主導により以下の再発防止策を講じた。 <ul style="list-style-type: none">・事務長は、現場（農場等）からコメの出荷等に係る情報を一元的に受け、担当者に対して生産物・動物出納カードの処理や売払代金の調定を指示する。・校長と事務長は、検査契約決議の際、担当者が作成する支出負担行為決議票が添付されていることを確認した上で、決裁を行う。・事務長は、事務職員全員を対象に6月、9月、12月に会計管理課の研修会資料等を用いて研修を行った。今後、毎年度継続して事務室内での研修を実施する。・事務長は、毎週月曜日に事務職員全員を対象とした打ち合わせを行い、懸案事項の協議や業務の執行確認を行うことで、業務の共通理解を図るとともに執行の漏れ等を防ぐ。・各業務の担当者、副担当者、他の事務職員1名は、毎週水曜日に財務データと出納帳を突合し、さらに事務長が全体的に内容を確認することで、不適切な支払いがないかチェックする。	

(注意事項)

監査実施機関名 県立産業技術短期大学 校併設水戸産業技術専門 学院	監査実施年月日 令和6年2月27日
○監査の結果 外部業者による学生用昼食の販売について、内部統制が機能せず、長期間にわたり公有財産事務取扱規則に基づく使用許可等の事務手続を行っていなかったことは適切でない。	
○措置状況 予備監査受検後、管財課等関係機関の指導を受けるとともに、令和5年度（約5か月分）及び令和6年度の使用許可及び使用料徴収に係る徴収手続を行った。 公有財産の手引き及び諸規程等について、庶務課長を中心に所属内で改めて情報共有するとともに、事務引継書に公有財産に係る事務処理内容を明記し、手続の漏れや遅延のないよう徹底した。 また、庶務課長及び庶務課職員が相互に担当業務に関する報告・連絡・相談を徹底し、事務処理状況の情報共有や複数職員による相互検証を行うとともに、事務処理にあたり疑義が生じた場合には管財課等から積極的に教示を受けるなど、組織としてのチェック体制を強化し、適正な事務処理を図っていく。	

監査実施機関名 竜ヶ崎工事事務所	監査実施年月日 令和6年2月28日
○監査の結果 河川産出物採取料の徴収管理について、内部統制が機能せず、納期限後に収納された採取料に係る延滞金を徴していないことは適切でない。	
○措置状況 予備監査以後、関係法令や規則等を整理し、相手方に延滞金が発生する旨の説明を行った上で、令和6年2月15日に調定し、令和6年2月29日に収納した。 債権管理については、事務所において、収入管理担当や占用管理担当など、複数の職員が収入管理簿を共有したうえで、契約課長及び河川整備課長において、進捗確認ができるように管理体制を整えた。 また、茨城県財務規則、河川法、茨城県河川流水占用等徴収条例等及び調定、収納、督促などについて、定期的に関係職員全員が、進捗状況の確認と債権管理の手続きについて共通認識が持てるよう研修会を開催するなど研鑽を積んでいく。	